

議案第 4 号

茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を制定するよう市長に申し入れることについて

茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定するよう市長に申し入れます。

平成 3 1 年 1 月 3 0 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例（平成 6 年茂原市条例第 1 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 7 条）

区分	使用料		
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時 まで	午前 9 時から午後 5 時 まで
市民ギャラリー	1,650円	2,200円	3,850円
実習室	2,310円	3,080円	5,390円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に使用の許可がされている同日以後の茂原市立美術館・郷土

資料館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由 消費税率が平成31年10月1日より8%から10%に改正されることに伴い、使用料に消費税率引上げ分を上乗せする改正を行おうとするものです。